

II 提案募集方式について知りたい

1. 提案募集方式の概要

1 提案募集方式の特色

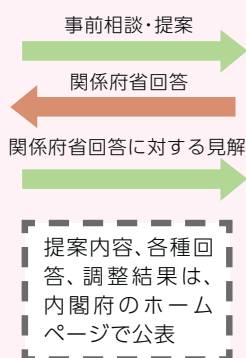
個性を活かしつつ、自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応した地方分権改革を推進するとの観点から、平成26年から地方の発意に根ざした新たな取組として、「提案募集方式」が導入されています。

「提案募集方式」(H26年～)の概要・特色

概要

地方公共団体等

- 「地方公共団体への事務・権限の移譲」、「地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)」について、具体的支障事例や制度改革による効果とあわせて提案



政府

- 内閣府が実現に向けて関係府省と調整
- 重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

- ##### 特色
- ①従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
 - ②具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
 - ③制度改革につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案
 - ④手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

平成28年における地方からの提案に対する実現・対応の割合は、**76.5%** となっています。

2 提案の主体

提案主体となることができる団体(以下、「提案団体」という。)は、以下のとおりです。

(1) 都道府県及び市町村(特別区を含む。)

(2) 一部事務組合及び広域連合

(3) 全国的連合組織

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。)

(4) 地方公共団体を構成員とする組織(上記(3)を除く。)

Column

注目

地方の取組の三つの後押し

提案募集方式は、地域の実情を踏まえた提案を地方から募集し、その実現を図るものであり、まさに地方の提案が改革の推進力になると言えます。

このため、提案募集方式においては、より多くの地方公共団体から、それぞれの地域の実情が反映された提案がなされるよう、①提案の中身固め、②提案を行う仲間づくり、③提案の実現に向けた議論の三つの点から、地方の取組の後押しを行っています。

1 “提案の中身固め”を後押し～ 内閣府による「事前相談」(詳細は35～37ページ)

- 地域の疑問・悩みに関して、地方分権改革の観点から、どのような事項が論点となり得るのか、また、過去の分権改革等において、どのような議論・整理がなされたのかなどについて、地方公共団体から内閣府に派遣されている調査員が相談窓口となり、現場を知る目線から丁寧に対応いたします。
- 正式提案に必要な首長の決裁は、事前相談では不要ですし、各自治体等の事務・事業担当課からの相談も受け付けますので、お気軽にご相談下さい。
- 事前相談のやりとりを通じて、提案の具体的な中身を固め、提案内容に磨きをかけることができます。

2 “提案を行う仲間づくり”を後押し～ 他の提案団体との「共同提案」

- 提案団体と同様の疑問・悩みを抱える自治体から支障事例を募り、共同で提案を行います。
- あらかじめ近隣の地方公共団体と共同して提案することも可能ですし、提案の受付締切り後に、内閣府から全地方公共団体に共同提案の照会を行いますので、そのタイミングで参加することも可能です。
- 共同提案を通じて、提案団体の数が増え、より多くの支障事例が集まり、制度改革等の提案内容の説得力を高めることができます。

3 “提案の実現に向けた議論”を後押し～ 「提案募集検討専門部会」による議論

- 内閣府に設置され、行政法をはじめとする専門家から構成される「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」(部会長：高橋 滋 法政大学法学部教授。名簿は58ページを参照)が、特に重要と考えられる提案について、実現に向けた議論を行います。
- 具体的には、まず提案団体からのヒアリングにより、提案の論点や支障事例の検討・整理を行います。続いて、制度を所管する府省からのヒアリングにおいて、地方の側に立ち、部会としての視点や考えを指摘します。平成28年提案募集においては、8～10月にかけて、11回・52時間にわたり専門部会が開催され、濃密な審議が行われました(審議経過は56～57ページを参照)。
- 専門部会における議論を通じて、法制面などから提案の中身を整理・充実させ、各府省にも客観的な立場から適切な対応を求めることができます。



提案募集検討専門部会の模様

II 提案募集方式について知りたい

1. 提案募集方式の概要

3 提案の対象

① 地方公共団体への事務・権限の移譲 (以下「権限移譲」という。)

② 地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。)

※義務付け・枠付けの見直しとは、国が法律などに定めた「地方公共団体は××の事務を行わなければならない」、「××の事務を行う場合は△△の方法で行わなければならない」など、全国一律に定めた基準を廃止したり、条例に委任したりする見直しをいう。

具体的には

1

対象

全国的な制度改正に係る提案
を対象

全国一律の権限移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた**選択的な移譲(手挙げ方式)**とする提案等についても対象。

手挙げ方式を求める提案は、地方に対する規制緩和については対象外。

提案主体のみを対象とした提案についても対象外。

2

対象

地方分権改革推進委員会勧告では対象としていない
以下のような事項に係る提案も対象

ア 権限移譲の場合

委員会勧告では、主として**出先機関の事務・権限**を対象としていましたが、それに限らず**本府省の事務・権限**も対象。

イ 地方に対する規制緩和の場合

委員会勧告では、自治事務に関する法律による**義務付け・枠付けの見直し**を対象としていましたが、それに限らず

- Point**
- ① 法定受託事務に関するもの
 - ② 政省令等によるもの
 - ③ 補助金等の要綱等によるものも対象。

補助金等の要綱等に関する「規制緩和」とは、具体的には、各種補助条件の見直しや手続書類の簡素化を念頭に置いており、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化などは、「規制緩和」に当たらず、提案募集方式の対象外。

3

対象

現行制度の抜本的な見直しにとどまらず、**制度の改廃を含めた見直しに係る提案**も対象

提案募集方式の提案の対象である権限移譲及び地方に対する規制緩和について、**個別条項に関する見直しのみならず、当該事務又は制度そのものの廃止**なども含めます。

4

対象

権限移譲又は地方に対する規制緩和に関連する**提案**についても対象

権限移譲等のための制度改正を行うに当たり、併せて行うことが適切な**規制改革や運用改善**(例；許認可権限の移譲に当たり、許認可に関する要件の見直しを行う提案)なども含めます。